

請願第 5号

平成23年 6月 8日

川崎市議会議長 大 島 明 様

中原区

小田中保育園内 小田中保育園協議会

ほか 1名

小田中保育園の指定管理仕様書に関する請願

請 願 の 要 旨

2012年以降の小田中保育園指定管理仕様書を平成19年（2007年）版の仕様書と同等の内容・条件にしてください。

請 願 の 理 由

昨年度、陳情第208号を提出しました。施設利用者である保護者から川崎市社会福祉事業団に2012年度以降も引き続き運営してほしい、という内容でした。しかし、前提となる指定管理仕様書の内容が変わってしまい、保護者の不安が募っています。

1月29日に市保育課の職員をお呼びして、小田中保育園内で指定管理公募の説明会を行ったとき、市職員は「平成19年（2007年）版と基本的に変わらない」とおっしゃっていましたが、仕様書は変わってきました。

指定管理者制度とは、引き継ぎ公募の度に仕様書が変わっていくものなのでしょうか。仕様書を作成する段階で市から施設利用者に要望や意見などを聞く場を設けられて、仕様書に要望や意見が盛り込まれていれば施設利用者側（保護者）の不安が募ることもなかったと思います。

延長保育時の保育士の人数、延長保育時の間食の提供、看護師は担任不可の条件削除、小破修繕の10万円/件から30万円/件への増額などが、平成19年（2007

年)版と平成24年(2012年)版の主な相違点です。

延長保育時の保育士の人数、看護師は担任不可の条件は、民営化時に保護者側からの要望として仕様書に入れた経緯があります。

現在、延長保育時の保育士の人数は19時までは3クラス、それ以降は2クラスで行っています。また、乳児棟と幼児棟に分かれています。

看護師は担任と兼務ではなく園全体をくまなく見てほしい、という願いからです。

保護者の要望は、5年間限りなのではないでしょうか。5年経ったら保護者の要望は受け入れてもらえないのでしょうか。民営化の時だけしか保護者の要望を受け入れてくれないのでしょうか。個々の保育園の事情は考慮しないということでしょうか。

1月29日の説明会時に保護者側からの要望として、平成19年(2007年)版と同様に看護師は担任不可の条件を入れてください、と要望しましたが、聞き入れられませんでした。

2月28日に一保護者としてですが、保育課に質問状を提出しました。そして保育課より回答がありましたが、回答は合理的理由とは言い難く、納得できる内容ではありませんでした。

小田中保育園施設利用者(保護者)の同等の内容・条件で指定管理を続けてほしい、という願いを受け止めていただきたく、お願いいたします。

紹介議員

山	崎	直	史
大	庭	裕	子
織	田	勝	久
花	輪	孝	一
三	宅	隆	介
小	川	顕	正